

福岡県公報

平成25年1月15日
第3462号

目次

告示(第34号-第59号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 9

告示

福岡県告示第34号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字宮崎字石田337番1及び337番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字吉野1582番地4

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 社
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 印刷 野久 株式会社

関 雅美

福岡県告示第35号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームプラザナフコ城島店

(2) 所在地 福岡県久留米市城島町江上本1474番1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年8月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,998平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	136

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	104

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南側	24.46

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時00分から午後8時00分

福岡県告示第36号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ベスト電器新宮店・本間ゴルフ新宮店・
(仮称)ブックエコ新宮店【新館】

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代壁塗965番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第37号**

解散した清算法人黒土西部第二土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
村上 元彦	豊前市大字広瀬172番地
鶴田 知則	〃 大字永久595番地
安仲 佳年	〃 大字久路土786番地1
熊本 修	〃 〃 734番地
竹下 節雄	豊前市大字塔田292番地
佐々木 健嗣	〃 大字久路土875番地1
楠原 重雄	〃 大字鬼木549番地1
嶋田 浩史	〃 大字久路土1285番地1
大西 秀喜	〃 〃 898番地

福岡県告示第38号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年12月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人S P E R A森里海・時代を拓く

(2) 代表者の氏名

内山 里美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県柳川市椿原町45番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、水辺とそこに住む人間に対して、森里海連環の哲学、人と自然のつながり、水辺環境の保全と改善に関する事業を行い、環境教育と特に子供達の未来に寄与することを目的とする。

福岡県告示第39号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年7月9日農林水産省告示第958号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第40号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年6月25日農林水産省告示第887号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第41号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年6月25日農林水産省告示第886号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第42号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年6月22日農林水産省告示第863号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第43号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年2月16日農林水産省告示第225号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第44号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年7月15日農林水産省告示第30号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第45号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年3月28日農林省告示第354号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第46号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年10月19日農林省告示第1061号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第47号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年10月19日農林省告示第1059号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第48号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年7月22日農林省告示第718号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第49号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和48年2月6日農林省告示第147号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第50号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年12月5日農林省告示第2290号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第51号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共同作業所さくらんぼ

(2) 代表者の氏名

別府 哲英

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市田主丸町田主丸751番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者を中心に広く障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女	県道	玉名 八女線	前	八女市本町2番258-2先から八女市本村425番336先まで	7.1 ～ 20.8	799.8	
			後	八女市本町2番491先から八女市本村425番27-4先まで	7.3 ～ 16.2		うち一般国道442号重用延長192.9メートル

福岡県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女	一般国道	442号	前	八女市津江532番2先から八女市納楚757番1先まで	12.0 ～ 32.8	565.4	
			前	八女市津江532番2先から八女市納楚757番1先まで	12.4 ～ 31.0		うち一般国道3号重用延長836.2メートル

			後	八女市津江529番6先から八女市本村1059番1先まで	11.8 ～ 32.8	2,432.8	
			後	八女市津江529番6先から八女市本村1059番1先まで	11.8 ～ 31.0	3,932.3	うち一般国道3号重用延長836.2メートル

福岡県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道	塔 瀬 十文字 線 小 郡		前	朝倉市桑原375番4先から朝倉市桑原545番1先まで	4.5 ～ 13.5	329.0
			前	朝倉市桑原375番4先から朝倉市桑原545番1先まで	10.2 ～ 24.0	279.5
			後	朝倉市桑原375番4先から朝倉市桑原545番1先まで	10.2 ～ 24.0	279.5

福岡県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県道		筑紫野古賀線	前	糟屋郡宇美町大字宇美2537番3先から糟屋郡須恵町大字新原28番1先まで	25.0 ～ 107.8	2,861.0
			後	糟屋郡宇美町大字宇美2537番3先から糟屋郡須恵町大字新原28番1先まで	25.0 ～ 107.8	2,861.0

福岡県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県道		前 原 富 士 線	前	糸島市白糸78番1先から糸島市白糸72番先まで	18.4 ～ 26.0	85.5
			後	糸島市白糸78番1先から糸島市白糸72番先まで	21.5 ～ 46.8	85.5

福岡県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	前原線 富士	糸島市白糸78番1先から 糸島市白糸72番先まで

福岡県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三漕線 上陽	八女郡広川町大字広川1501番2先から 八女郡広川町大字広川1514番3先まで

福岡県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三漕線 上陽	八女郡広川町大字広川1514番3先から 八女郡広川町大字広川378番6先まで